

## 1 サウンディング型市場調査について

サウンディング型市場調査（以下「調査」といいます。）とは、市が予定している事業の検討に当たって、民間事業者等の皆様から広く意見を求め、市場性の有無や民間等のアイデア等を把握するために実施するものです。

## 2 調査の趣旨

本市では、市内の小学校又は義務教育学校のうち 6 7 校において、公設公営の放課後児童クラブを運営しています。しかし、近年、次のような課題への対応に苦慮しています。

### (1) サービスの充実

- ・ 放課後児童クラブ利用者からは、放課後児童クラブでの外遊びの充実など、サービス内容の向上に関する様々な意見が寄せられています。
- ・ 支援を要する児童を育成するには、業務内容に応じた専門的な知識や技術、経験が必要ですが、それらの習得に係る研修を本市が実施することは困難な状況です。

### (2) 放課後児童支援員の確保

- ・ 放課後児童支援員の確保が難しく、安定的なクラブ運営に必要な支援員の数が不足する状況が続いています。
- ・ 職員の平均年齢が上昇傾向にあり、次世代の支援員の育成や知識技術の承継が困難となるおそれがあります。

### (3) クラブ職員と管理運営職員の連携

- ・ 本市の放課後児童クラブは、会計年度任用職員である放課後児童支援員及び補助員のみで構成されており、労務管理や人事評価が困難な状況にあります。
- ・ クラブは最長 1 2 時間開所し、また土曜日も開所していることから、緊急時及び職員間や保護者・児童との間のトラブルに対する管理運営職員と連携した円滑な対応に課題があります。

については、今後の放課後児童健全育成事業の運営のあり方を検討するに当たり、これらの課題を解決するため、民間事業者の皆様の持つノウハウやアイデア等についてお伺いすることを目的として、調査を実施するものです。

## 3 市場調査の概要

### (1) 放課後児童健全育成事業について

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、保護者が労働、疾病、介護、看護、障害等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や夏休みや春休みなどの長期休業日等に小学校余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

なお、現在の本市の放課後児童クラブの運営状況等は、**別紙**のとおりです。

(2) 対象者について

放課後児童クラブ管理運営業務委託の受託者として、安全かつ円滑に放課後児童クラブを管理運営できる能力と意向を有する法人又は法人のグループとします。

(3) 対話内容について

主に次の対話項目について、自らが各事業の実施主体になることを前提として、実現可能なご意見やご提案をお願いいたします。

ご回答いただける項目のみご回答いただければ差し支えありません。（全項目についてご回答いただけなくても結構です。）

また、対話項目以外で独自のご提案等がありましたら、是非お聞かせください。

ア 対話項目

① サウンディングへの参加理由について

② 類似事業への経験の有無について

③ 受託可能な条件について

- ・ 民営化における管理運営の形態について
- ・ 対応可能な地域・区域について

本市の地域・区域について、受託可能な地域等及び受託ができないと考えられる地域等についてお伺いします。地域等の詳細は、**別紙**の市内小学校図のとおりです。

- ・ 管理可能な施設数等について
- ・ 市との業務分担について

民間事業者は事業運営のみ実施し、施設管理は市が行う等の役割分担に関するご意見をお伺いします。現時点における本市の考えについては、次表のとおりです。

※ 主な事業内容と業務分担について（案）

業務区分	事業者が担当	市が担当
事業全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業運営の計画、立案、調整、実施及び総括</li> <li>・ 児童の保育・育成支援</li> <li>・ 業務の実施状況に関する記録</li> <li>・ 保護者・学校等関係機関との連携、連絡調整</li> </ul>	監査・指摘等
計画・資料作成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導計画、利用者スケジュールの作成、提出、管理</li> <li>・ 子ども子育て支援交付金等の申請及び実績報告資料等の作成、提出</li> </ul>	監査・指摘等
利用申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申請の配布、受付及び入所決定等の進達 (内容と添付書類の確認)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用申請書等の作成・印刷</li> <li>・ 利用申請の受付</li> <li>・ 利用申請の審査、利用許可決定、</li> </ul>

業務区分	事業者が担当	市が担当
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所時面談の実施及び報告</li> <li>・各種届出書の配布、受付及び進達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知、利用許可の取消等</li> <li>・各種届出書の受付</li> </ul>
利用料金	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用料・傷害保険料の徴収及び減免等の業務</li> <li>(口座振替、納付書作成、賦課徴収、収納管理、滞納整理、減免)</li> </ul>
消耗品・備品	<ul style="list-style-type: none"> <li>消耗品・備品の購入や管理</li> <li>(日常的なものに限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品・備品の購入や管理</li> <li>(日常的なものを除く)</li> <li>・監査・指摘等</li> </ul>
間食提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>間食(おやつ)の購入や管理</li> <li>間食代の徴収や支払の会計管理、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査・指摘等</li> </ul>
職員採用 労務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の雇用、配置、労務管理</li> <li>・資質向上のための研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査・指摘等</li> </ul>
安全管理 施設管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の安全管理、点検</li> <li>・清掃その他の衛生管理、点検</li> <li>・クラブの活動場所の調整</li> <li>・施設・設備の維持補修等(軽易なものに限る)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設・設備の維持補修等(軽易なものを除く)</li> <li>・監査・指摘等</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生時の対応、報告</li> <li>・賠償責任保険の加入</li> <li>・保護者からの相談、要望、苦情対応、報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査・指摘等</li> </ul>

#### ④ 放課後児童クラブ運営のイメージについて

- ・ 一日の流れについて  
平日(通常の日)におけるクラブの1日の流れ(モデル)についてお伺いします。
- ・ 緊急時(発災時)その他問題発生時の対応について  
連絡体制や対応のイメージについてお伺いします。
- ・ 職員(人員)確保の方法と展望について  
人員確保の方法(特に次世代を担う支援員等の確保)、放課後児童クラブの運営に関する受託実績がある場合は確保の実績、事業者において現在雇用されている社員・職員の処遇の状況(給与その他の勤務条件)、本市が現在任用する職員の継続雇用に関する考え方等についてお伺いします。
- ・ クラブの体制について  
クラブに配置する職員の役割や勤務時間に対する考え方、クラブ職員の労務管理の

方法、クラブ職員に対するバックアップの方法等についてお伺いします。

- ・ クラブで提供されるサービスの内容について

児童のクラブでの過ごし方、提供されるプログラム等、要支援児童への対応などについてお伺いします。

とくに、提供されるプログラム（日常の見守り活動以外の活動。例えばイベントや工作等の活動を想定しています。）について、他団体での実績や、対応可能なプログラムの内容や頻度、予算の規模等について、お伺いしたいと考えています。

- ・ 職員の質の向上に向けた取り組みの状況

支援員を対象とした研修の実施内容（特に支援を必要とする児童の育成に関し、業務に応じた研修の提供内容）、実施方法、年間における実施回数などについてお伺いします。

- ・ 学校との信頼関係の構築

本市の放課後児童クラブは、いずれも学校敷地内に設置されていることから、学校との信頼関係の構築に関するお考えや対応方法、実績等について、お伺いします。

⑤ 事業費の考え方について

希望する委託料等やその内訳に対する考え方をお伺いします。

（具体的な見積もりをお願いするものではありません。）

⑥ 事業実施に向けたスケジュールについて

関係者への説明等の実施方法や実施時期及び引継ぎに要する期間等についてお伺いします。

⑦ その他想定される課題について

日本版DBSについての対応や課題についてお伺いします。

イ 進め方

上記項目に沿って参加者から実施事例等を交えてご説明をいただき、その上で、市担当者より質問します。その際、お答えいただけない項目や内容があっても問題ありません。

なお、ご説明いただくに当たり、資料の作成及び提出は必須ではありませんが、効果的な対話を行う上で必要だとお考えの場合は、ご提出をお願いします。

資料の様式等は、任意です。

#### 4 実施スケジュール

(1) 実施要領等の公表

令和6年 9月27日（金）

(2) 事前説明会

実施いたしません。対話の実施その他調査に係るご質問については、下記問合せ先（担当）まで、電話又はメール等によりお願いします。

なお、いただいたご質問及び本市の回答は、個別対話の実施までに、すべての参加者に対し公開します。

(3) 個別対話参加の申込み

令和6年10月18日（金）午後5時まで

(4) 個別対話の実施

令和6年10月28日（月）～11月15日（金）（予定）

※ 実施日時については、申込期間終了後、個別に調整します。

(5) サウンディング結果の公表

令和7年1月（予定）

※ 今後の社会情勢その他の理由により、スケジュールを変更する場合があります。

## 5 対話までの流れ

(1) 対話参加の申込み

別紙様式「エントリーシート」に必要事項を記載し、Eメールに添付の上、次ページ「7 担当（問い合わせ先）」記載のアドレスまでお申し込みください。なお、Eメールの件名は「【対話申込】（団体名）」としてください。

【申込期間】令和6年9月27日（金）～10月18日（金）午後5時まで

(2) 資料提出（任意）

資料の作成及び提出は必須ではありませんが、効果的な対話を行う上で必要だとお考えの場合は、ご提出をお願いします。様式は、任意です。

※ ご提出いただく場合は、Eメールへ添付の上、提出期限までに上記申込先へご提出ください。件名は、「【資料提出（団体名）】としてください。

【提出期限】対話実施日の3営業日前までをお願いします。

※ データでのご提出を希望されない場合（紙面での提出をご希望の場合）は、資料を5部ご用意ください。（当日ご持参ください。）

(3) 個別対話

下記の期間において、1申込者あたり概ね1時間程度の個別対話を行います。

日時については、申込期間終了後、個別に調整します。

対面での実施を希望しますが、WEB会議を希望される場合は、対応します。

なお、いずれの場合においても、参加人数については3名程度としてください。

【日時】令和6年10月28日（月）～11月15日（金）のうち、概ね1時間程度

【場所】姫路市役所本庁舎内会議室

## 6 留意事項

(1) 対話への参加及び対話内容の取扱いについて

- ・ 本調査への参加実績は、今後、事業者公募を実施した場合の評価対象とはしません。
- ・ 対話内容は、今後の検討における参考とさせていただきますが、双方の発言とも対話時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではないものとします。

(2) 本調査に関する費用について

本調査への参加に要する費用について、本市は負担いたしません。

ご来庁に要する費用等を含め、全て参加される方にご負担いただきますのでご了承ください

い。

※ 当日の資料についてデータでご送付いただいた場合は、本市の参加者に係る資料は本市が用意いたします。データでのご送付が難しい資料（紙資料）につきましては、本市の参加者に係る資料として、5部ご用意くださいますようお願いいたします。

(3) 追加対話への協力について

必要に応じて、追加の対話（書面による対話を含む。）をお願いする場合があります。その際は是非ともご協力いただきますよう、お願いいたします。

(4) 実施結果の公表について

- ・ 対話の実施結果の概要については、姫路市ホームページで公表する予定です。
- ・ 公表に際し、事業者名及び知的財産に係る内容は、公表しません。
- ・ 公表内容は、事前に参加された方へご確認いただきます。ただし、公文書公開請求があった場合、姫路市情報公開条例その他関係法令の規定に従い、情報公開の対象となる場合がありますので、予めご了承ください。

(5) 参加除外条件について

次のいずれかに該当する方につきましては、対話へのご参加をお断りします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

イ 参加申込書提出時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）第2条又は第3条により指名停止を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

エ 暴力団（姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（姫路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

オ 国税、県税又は市税を滞納している者

7 担当（問い合わせ先）

姫路市こども未来局こども総務課

中川（なかがわ）、藪上（やぶうえ）

電話 079-221-2386（直通）

Fax 079-221-2953

E-mail kodomosoumu@city.himeji.lg.jp

別紙 姫路市の放課後児童クラブ（公設公営のみ）の状況（令和6年5月1日現在）

1 設置状況、開所時間等

(1) 設置校数及びクラブ数

設置校数67校、クラブ数113、支援の単位数142

(2) 開所日及び開所時間

項目	説明
開所日	休所日を除く毎日
休所日	日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆（8月13日から同月15日まで）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及び大雨、洪水、暴風、・暴風雪又は大雪のいずれかの警報が発令された日その他市長が定める日
開所時間	平日：授業終了時から午後7時まで 小学校等休業日：午前7時（土曜日は午前8時）から午後7時まで ※ 特別の事情がある場合は、時間を変更することができる。

2 対象児童及び利用児童数等（令和6年5月1日現在）

(1) 対象児童（利用可能な児童）

小学校1年生から6年生までの児童のうち、次のいずれかの理由により、放課後に帰宅しても保護・指導が受けられない児童

項目	説明
就労	保護者が就労していること
疾病	保護者が疾病で入院又は自宅療養していること
就学（職業訓練）	保護者が就学又は職業訓練校に通学していること
求職中	保護者が求職活動中であること（ひとり親に限る）
家族看護（介護）	保護者が家族を看護（介護）していること

(2) 公設クラブ入所児童数

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
1,626	1,339	906	315	108	55	4,349

※ 市内小学校児童数（令和6年5月1日現在）27,144人

(3) 待機児童数

1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
42	16	10	119	31	7	225

(4) 障害児童数

308人

(5) 時間延長事業利用者数（令和5年5月実績）

在籍児童数	延長利用者
4,349	918

### 3 支援員等の任用状況（令和6年4月1日現在）

#### (1) 職種

いずれもパートタイムの会計年度任用職員として任用。

##### ア 支援員

放課後児童支援員の資格取得者。主任支援員等身分の区別なし。

勤務時間に応じて異なる職名が付されている。

- ・ 1号支援員：1週間当たり概ね30時間勤務する者
- ・ 2号支援員：1週間当たり概ね20時間勤務する者
- ・ 3号支援員：1週間当たり概ね15時間勤務する者

##### イ 補助員

放課後児童支援員の資格未取得者。通年任用と、短期（2か月程度）任用の場合あり。

##### ウ 施設長

市内公立クラブにおける実施内容の平準化のために設置。1人当たり4～5クラブを巡回し、支援員等への業務指導や勤務管理を行う。主な業務内容は、次のとおり

- ① 支援員等の勤務管理（勤務シフトのチェック、シフト変更の受付）
- ② 支援員等への業務指導（支援員等に対する苦情処理、ミーティングの実施等）
- ③ 間食費（おやつ代）出納管理
- ④ 運営協力者（校長、教頭、PTA会長）との連携
- ⑤ 保護者対応（苦情、説明会等）
- ⑥ 入所児童の生活指導（基本的な対応は支援員等が実施）
- ⑦ 施設の管理

##### エ 放課後児童健全育成事業アドバイザー

- ・ 1人当たり4～5人の施設長を統括。
- ・ 支援を要する児童の入所に係る面談等を実施し、可否を審査

#### (2) 任用数及び勤務条件

身分	区分	勤務時間	人数	単価	更新時の昇給	一時金	社保	労災
アドバイザー	—	週30時間	3	月額152,465円	あり	あり	あり	あり
施設長	—		14	～164,188円				
支援員	1号		42	時給1,150円				
	2号	週20時間	134	～1,241円				
補助員	3号	週15時間	129	時給1,150円	なし	なし	なし	
	通年		193	時給1,068円				
	短期	31						

※ 補助員（短期）は、2か月程度の短期任用の職員です。

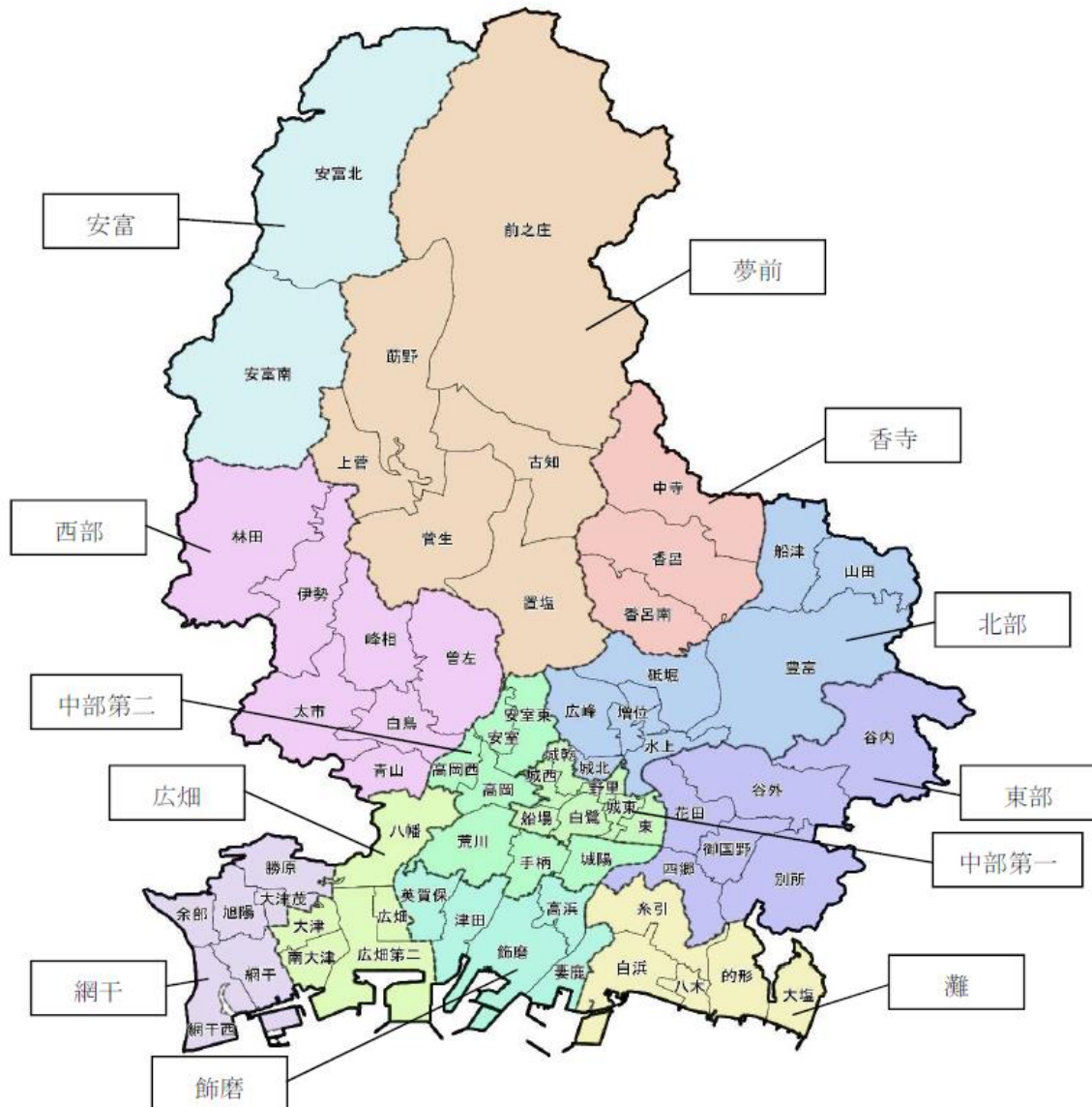
※ 令和6年度の一時金（期末手当及び勤勉手当の合計）支給月数は、年間で4.5月です。

※ 給与改定のほか、処遇改善等により職員の給与水準が変更となる場合があります。



#### 4 開所施設の概要（令和6年4月1日現在）

##### (1) 市内小学校区図



##### (2) 各施設の所在地及び概要

校区	所在地	使用施設	延床面積 (㎡)	定員 (人)
砥堀	砥堀 1240 番地 3	専用施設	103.68	93
水上	西中島 382 番地	専用施設	90.72	86
		余裕教室	67.50	
増位	白国五丁目 9 番 10 号	専用施設	144.00	59
広峰	峰南町 2 番 1 号	第一専用施設	126.00	119
		第二専用施設	107.40	
城北	伊伝居 614 番地 1	専用施設	198.00	98

校区	所在地	使用施設	延床面積 (㎡)	定員 (人)
野里	坊主町3番地1	専用施設	90.72	45
		体育館余裕室	30.20	
城乾	南八代町6番60号	専用施設	107.40	53
城西	新在家二丁目4番1号	専用施設	90.72	86
		余裕教室	67.50	
安室東	田寺東二丁目5番1号	専用施設	129.60	68
		余裕教室	122.60	
安室	田寺六丁目11番12号	専用施設	167.67	90
高岡	西今宿四丁目8番1号	第一専用施設	125.90	119
		第二専用施設	107.40	
高岡西	上手野1番地1	専用施設	105.03	83
		専用施設	56.25	
曾左	書写634番地51	第一専用施設	91.56	160
		第二専用施設	103.68	
		余裕教室	101.25	
峰相	六角288番地2	専用施設	112.50	68
白鳥	飾西341番地	専用施設	183.90	80
青山	青山北三丁目42番1号	専用施設	126.00	95
		体育館コミュニティールーム	48.50	
太市	西脇507番地	体育館ミーティングルーム	41.07	24
東	市之郷町二丁目34番地	専用施設	90.00	80
		余裕教室	67.50	
城東	城東町竹之門1番地	専用施設	180.00	106
白鷺	本町68番地52	専用施設	203.24	103
船場	東雲町一丁目29番地	専用施設	90.72	45
		体育館スポーツ室	111.55	
城陽	北条923番地1	第一専用施設	134.27	149
		第二専用施設	177.88	
手柄	延末148番地2	第一専用施設	105.03	101
		第二専用施設	103.68	
荒川	井ノ口49番地1	第一専用施設	91.56	168
		第二専用施設	103.68	
		体育館スポーツ室	112.17	
八木	八家50番地	専用施設	79.66	32

校区	所在地	使用施設	延床面積 (㎡)	定員 (人)
系引	東山114番地1	第一専用施設	134.27	150
		第二専用施設	161.98	
白浜	白浜町甲458番地	余裕教室	65.50	79
		余裕教室	65.50	
妻鹿	飾磨区妻鹿786番地3	専用施設	90.72	45
高浜	飾磨区阿成鹿古250番地	第一専用施設	125.90	175
		第二専用施設	129.60	
		第三専用施設	106.80	
飾磨	飾磨区恵美酒22番地	第一専用施設	162.00	169
		第二専用施設	163.76	
津田	飾磨区今在家三丁目233番地	第一専用施設	91.56	100
		第二専用施設	103.68	
		体育館和室・会議室	57.60	
英賀保	飾磨区英賀清水町二丁目76番地	第一専用施設	91.56	138
		第二専用施設	89.28	
		余裕教室	67.50	
		余裕教室	67.50	
八幡	広畑区西蒲田1400番地24	専用施設	167.70	130
		体育館ｽﾎﾟｰﾂ場	130.50	
広畑	広畑区清水町一丁目47番地	専用施設	178.40	80
広畑第二	広畑区高浜町三丁目35番地	第一専用施設	91.56	178
		第二専用施設	103.68	
		第三専用施設	181.62	
大津	大津区天満1001番地4	専用施設	129.60	116
		専用施設	90.00	
南大津	大津区真砂町40番地34	専用施設	154.50	68
大津茂	網干区田井256番地1	専用施設	366.00	155
網干	網干区新在家897番地1	第一専用施設	105.03	101
		第二専用施設	115.20	
網干西	網干区浜田24番地	専用施設	107.40	53
勝原	勝原区丁735番地3	専用施設	239.80	126
旭陽	網干区坂上425番地1	専用施設	90.00	80
		余裕教室	90.00	

校区	所在地	使用施設	延床面積 (㎡)	定員 (人)
余部	余部区上余部 643 番地 1	専用施設	87.60	67
		体育館コミュニティルーム	34.60	
船津	船津町 921 番地 2	専用施設	144.00	61
山田	山田町西山田 114 番地	専用施設	324.86	119
豊富	豊富町御蔭 925 番地	専用施設	135.00	61
谷内	飾東町八重畑 112 番地 2	旧幼稚園職員室	51.50	31
谷外	飾東町豊国 560 番地	第二専用施設	90.72	85
		第一専用施設	90.43	
花田	花田町勅旨 264 番地 2	第一専用施設	90.72	85
		第二専用施設	102.60	
御国野	御国野町御着 1049 番地 3	専用施設	129.60	110
		余裕教室	68.13	
四郷	四郷町坂元 261 番地 3	専用施設	180.50	80
別所	別所町別所 673 番地	専用施設	101.41	109
		専用施設	192.00	
		余裕教室	77.30	
的形	的形町の形 1619 番地	専用施設	107.40	53
大塩	大塩町汐咲二丁目 19 番地	専用施設	105.03	82
		体育館スポーツ場	54.90	
林田	林田町六九谷 523 番地	専用施設	90.00	52
伊勢	林田町上伊勢 886 番地 1	専用施設	90.72	45
置塩	夢前町宮置 235 番地	体育館コミュニティルーム	73.50	44
古知	夢前町古知之庄 401 番地 1	体育館コミュニティルーム	42.50	25
前之庄	夢前町前之庄 2838 番地 1	体育館コミュニティルーム	75.80	45
勘野	夢前町勘野 299 番地 2	体育館コミュニティルーム	60.00	36
上菅	夢前町護持 381 番地 2	体育館コミュニティルーム	50.00	30
菅生	夢前町菅生潤 802 番地 1	体育館コミュニティルーム	65.00	39
香呂	香寺町香呂 626 番地	余裕教室	102.10	101
		余裕教室	64.80	
中寺	香寺町中寺 231 番地	余裕教室	135.00	79
香呂南	香寺町須加院 173 番地	専用施設	91.44	40
安富南	安富町安志 869 番地	体育館コミュニティルーム	105.40	63
安富北	安富町栃原 642 番地 1	専用施設	360.69	43

## 5 利用料金（負担金等）の状況等

### (1) 利用料金の種別、金額、納付方法（令和6年4月1日現在）

種別	負担金	時間延長負担金	傷害保険料	おやつ代
金額	月額7,000円 (8月は10,000円)	月額1,000円	年額800円 (年度に1回のみ)	月額1,000円
納期	毎月20日迄		利用開始月の20日迄	毎月5日迄
納付方法	口座振替又は金融機関等で納付		金融機関等で納付	各クラブで集金

※ 月の16日以降からの利用開始又は15日までの退所の場合、月の前半又は後半を休所する場合は、負担金及びおやつ代は半額。

※ 金融機関に加え、コンビニ納付及びキャッシュレス決済が利用可能。

### (2) 負担金等の減免について

#### ア 負担金等について

以下に該当する世帯は、当年度中に申請することにより、負担金を免除。

- ① 生活保護受給世帯：決定月以降の負担金、傷害保険料、申請受付月以降のおやつ代
- ② 就学援助認定世帯：認定月以降の負担金（時間延長負担金を除く。）

#### イ 8月の負担金の特例について

- ・ 8月を兄弟姉妹で利用する場合に限り、2人目以降の負担金は半額。（申請不要）
- ・ 他の月については、減免制度なし。

姫路市放課後児童クラブのあり方の検討に係るサウンディング型市場調査  
エントリーシート

申込者	(法人名(事業者名)・法人のグループの場合はグループの名称)	
事業所所在地	(法人のグループの場合は代表者の所在地)	
(法人グループの場合) 構成者名	(構成者名の後ろにカッコ書きで事業所所在地を記してください。)	
担当者	(法人名(事業者名)・所属部署)	(担当者名)
	(連絡先住所)	
	(電話番号)	(メールアドレス)

対話の実施日程について、ご希望の日程をご記入いただき、同日中のご都合のいい時間の欄に丸印(○)をご記入ください。

希望順位がありましたら、丸印の後ろにカッコ書きでご記入ください。例：○(1)

日程	午前	午後	どちらも可	対応可能な時間
10月 日( )				
10月 日( )				
11月 日( )				
11月 日( )				

参加予定者をご記入ください。3名程度(最大5名まで)の参加とさせていただきます。

参加予定者氏名	法人名(事業者名)・部署名・役職名